

令和 6 年 4 月

池田市立学校
保護者の皆様

池田市教育委員会

学校における働き方改革の取りくみについて
— ご協力をお願い —

保護者の皆様におかれましては、日頃より池田市の教育にご理解・ご協力をいただき、心より感謝申し上げます。

さて、教職員の長時間労働が社会問題となっている中、本市の教職員の勤務実態も同様の状況にあり、授業準備のための時間外勤務や部活動のための休日出勤も多い状況です。

子どもたちの充実した学校生活のためには、教職員一人ひとりが、日頃から教科指導や学級経営の研究にしっかり取りくみ、また、子どもたちの話をじっくり聞く時間を持つなど、心身ともにゆとりを持って教育と向き合うことができる労働環境が必要です。

教育委員会では、学校が子どもたちの未来のために質の高い教育を提供し続けられるよう、引き続き、下記の通り学校における働き方改革の取りくみを実施します。

つきましては、皆様のご理解とご協力をいただきますよう、よろしくお願いします。

記

1. 教職員は原則として定時退勤します。特に、毎週水曜日は「定時一斉退勤日」です。

教職員の基本的な勤務時間は午前 8 時半から午後 5 時までです。また、時間外勤務時間については、1 箇月について 45 時間を上限と定めています。

教育委員会は毎日の定時退勤を求めています。特に毎週水曜日を「定時一斉退勤日」とし、教職員は定時で勤務を終え速やかに退勤するよう、管理職を通じ指導しています。

2. 「部活動休養日」は週 2 日以上を目安とします。

週 2 日以上（平日・土日それぞれ 1 日以上）を目安に、各校の実情に応じて「部活動休養日」を設定しています。

教育委員会は、各校の取りくみに対し、適宜、支援及び指導・是正を行っています。

3. 「学校閉庁日」には、学校の教職員は不在となります。

教職員の休暇の取得を促進するため、下記のとおり学校閉庁日を設定しています。この期間は学校の教職員は不在となりますので、お電話や御来訪には対応できません。

○ 夏季休業中…8 月 12 日～8 月 15 日

○ 冬季休業中…12 月 28 日～1 月 3 日 ※土曜日・日曜日・祝日を含む

4. 学校への電話連絡は平日午後 5 時までをお願いいたします。

定時以降は、原則として学校の固定電話の受発信を控えさせていただきます。

なお、学校閉庁日等の緊急な御用の場合は、下記までお問い合わせください。

池田市役所 072-752-1111（代表）

ご連絡の内容をお伝えください。担当課におつなぎいたします。

（問い合わせ時間：平日 午前 8 時 45 分～午後 5 時 15 分）